松井 石根

極 東 國 際 軍 事 裁 判 速 記 錄

聯邦、濠洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、 和蘭王國、新西蘭、印度及ビ比律賓國 **亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛愛**關 聯合王國、「ソビエツト」 社會主義共和國

被告 荒木 貞夫 橋本放五郎

木村兵太郎 賀屋 興宣 木戸 幸一 小磯 國昭 板垣征四郎

大川 周明 次郎 武藤 章 大島 敬純

嶋田繁太郎 佐藤 賢了 白鳥 重光 東鄉 茂德

梅津美治郎

昭和二十一年六月三日(月曜日)午前九時三十

東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷

裁判所側出席者

裁判長

濠洲聯邦代表

ウイリアム・F・ウエツブ卿

ル判事

中華民國代表

梅汝敖氏

Sy

加奈陀代表 E・スチュワート・マツクドウガ

加奈陀代表

向哲潜氏

濠洲聯邦代表 A・J・マンズフイールド氏

H·G·ノーラン代將

佛蘭西共和國代表 和蘭王國代表 、アンリー・ベルナール氏

新西蘭代表 リング氏 バーナード·ヴイクター·A·ロー

「ソビエット」社會主義共和國

大不列顛北愛蘭聯合王國代表 パトリック卿

主席檢察官 **亞米利加合衆國代表** ジョセフ・B・キーナン氏

亞米利加合衆國代表 フランク・タブナー・JR氏

中華民國代表

「ソピエット」社會主義共和國 大不列顛北愛蘭聯合王國代表 A・S・コミンズ・カー氏

·S·A·ゴルンスキー氏 S・Y・ローゼンブリット大佐

被告星野直樹辯護人

ウイリヤム・ローガン氏 被告木戶幸一辯護人

エリマ・ハーベー・ノースクロフ

I·M·ザリヤノフ判事

亞米利加合衆國代表 ジョン・P・ヒギンス判事

印度代表 ラーダ・ピード・パル判事

檢事側出延者

被告土肥原賢二辯護人

ァランクリン・ワーレン氏

アリステイデイーズ・ラザラス中尉 被告畑俊六辯護人

サムウエル・J・クライマン大尉 被告平沼騏一郎辯護人

デイヴイツドF・スミス氏

ジョージ・C・ウイリアムス氏

被告廣田弘毅辯護人

佛蘭西共和國代表

ロベル・オネト氏

和蘭王國代表 新西蘭代表 デル氏 A・T・ラヴァー ジ氏 W·G・F・ボルゲルホフ・マル

比律賓代表 印度代表 ペドロ・ロペス氏 R・H・ウイリアム代料 ゴビンダ・メノン氏

ジエームス・N・フリーマン氏

被告佐藤賢了辯護人

ジョージ・A・ファーネス大尉

被告重光葵辯護人

辯護側出行者 ビーバレー・M・コールマン海軍大尉 補佐辯護人 主席辯護人(亞米利加合衆國側) ローレンス・P・マツクマーナス氏 被告荒木貞夫辯護人

エドワード・P・マッグドーモット氏

被告島田繁太郎辯護人

チャールス·B·コードル氏 被告白鳥敏夫辯護人

チャールス・T・ヤング氏

ペンブルース・ブレークニー少佐 被告東鄉重德辯護人

被告梅津美治郎辯護人

辯護人(日本側) 背原 裕氏

被告荒木貞夫辯護人

塚 崎 直 義氏 被告土肥原賢二及ビ被告大島浩辯護人

被告橋本於五郎辯護人 逸 郎氏

ジョウゼフ・C・ハワー 被告木村兵太郎辯應人

第八號

アルフレッド・W・ブルックス氏 被告小磯國昭辯護人

フロイド・J・マテイス氏

被告松井石根辯護人

オウエン・カニンガム氏

被告大島浩辯惠人

藤井五一郎氏 被告星野直樹辯護人

被告賀屋與宣辯護人 野 弦 雄氏

被告木戸幸一及ビ被告東鄉茂德辯護人 積,重 威氏

原時三郎氏 被告松井石根及ビ被告白鳥敏夫辯護人 澤 總 明氏

三文字正平氏 被告小磯國昭辯護人

言語部長

被告木村兵太郎辯護人

CHE

被告松岡洋右辯護人 林俊三氏(缺席) (松岡洋右缺席)

被告南次郎辯護人 內金太郎氏

岡 本尚一氏

被告武藤章辯護人

宇佐美六郎氏 被告廣田弘毅辯護人 被告乎沼騏一郎辯護人 忠氏

被告板垣征四郎辯護人 田半藏氏

長谷川元吉氏

被告鈴木貞一辯護人 瀬 一 郎氏

三宅正太郎氏 被告梅津美治郎辯護人

モニター 休憩後 体憩前 伊林 丹氏氏

休憩後 本野氏、殿本氏 休憩前 森氏、島內氏

奥 山 八 郎氏 被告永野修身辯護人

宗 宮 信 次氏 被告岡敬純辯護人

大原信 一氏(缺席)

高柳賢三氏 被告大川周明辯護人 (大川周明缺席)

被告嶋田繁太郎辯護人 橋義次氏

被告重光葵辯護人

被告東條英機及ビ被告佐藤賢了辯護人

少尉、ディヴィッド・P・ホーンステイン海軍ディヴィッド・P・ホーンステイン海軍

〇ヴァンミーター執行官 判所ノ開廷ヲ宜シマス

出ガアリマスガ、是ハアトカラニスルコトニ致 〇ウエッブ裁判長 記録ノ訂正ニ關シマシテ申

院二入院スルコトト、彼ノ審理ハ延期又ハ彼ノ 氏ノ病氣ニ關シテ檢察官側カラハ別ニ反對ハナ ソレヲ報告致シマス、別ニ正式ナ申立ハゴザイ シタイト思ヒマス、大ノ要求ハ松岡被告カラ療 記訴状カラ削除スルコトニ付テハ進ンデ申立テ 早速致ス次第デゴザイマス、松岡被告ノ名前ヲ イト云フコトデアリマシタノデ、本法廷ニ只今 メリカ」ノ病院當局ハ是非ソレヲヤツテ貰ヒタ 本ノ病院ニ移スコトノ申込ニ付テハ、既ニ「ア アリマス、松岡氏ヲ「アメリカ」ノ病院カラ日 名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトヲ要求スルノデ イト思フノデアリマス、松岡被告ハ當分ノ間病 既ニ法廷ニ提出サレテ居ルノデアリマス、松岡 鑑定ヲ命令サレタノデアリマスガ、其ノ報告ハ ロワーレン辯護人 裁判所ハ被告松岡ノ身體ノ 養所ニ置イテ吳レト云ュ要求デアリマス マセヌガ、若シリレガ必要デアリマシタナラバ

故ニ極東國際軍事裁 除スルコトニハ反動デアラウト思ヒマスガ、少

○ウエッブ裁判長 大川、松岡兩被告ヲ除イテ 何カ申スコトガアリマスカ ハ總テ被告ハ出席シテ居ルト思ヒマス、辯護人

項Bニ於キマシテハ、此ノ問題ニ付デ十分ナ説

〇キーナン検察官

本裁判所條例第十二條第四

審理ヲ延期スルコトヲ何處マデモ願ヒタイト存

クトモ被告が此ノ審理ニ参加出來ルマデハ、本

明ガアルノデアリマスカラ、更ニ追求スル必要

ハナイト思ヒマス、本裁判所ハ松岡被告ノ審理

辯護人デアリマス、「ブルックス」氏ハ小磯被告 介致シャス「ローレンス」氏ハ荒木被告ノ辯護 被告ノ辯護人デアリマス「マクダーモット」氏 辯護人デアリマスゴローガン」氏ハ木戸被告! 護人デアリマス、「フリーマン」氏ハ佐藤被告ノ 人デアリマス「ワーレン」氏ハ土肥原被告!辯 〇コールマン辯護人 「アメリカ」辯護人ヲ御紹 ハ松井被告ノ辯護人デアリマス ノ辯護人デアリマス、Tカニングハム」 氏ハ大島 ノ辯護人デアリマス Tハワード」 氏ハ木村被告 人デアリマス Tウイリアム」氏ハ星野被告!綜 ハ嶋田被告ノ辯護人デアリマス「コードル」氏 護人デアリ マス 「スミス」 氏ハ 廣田被告 / 辯護 ハ白鳥被告ノ辯護人デアリマス「マタイス」氏

> 〇ウエップ裁判長 法廷ハ本件ヲ考慮致シマシ ヤウトモ別ニ興味ハナイハデアリマス リマス、検察官トシテハ松岡氏ガ何處ニ居ラレ ヲ中止スル判決ヲ爲ス權限ハナイト思フノデア

テ、結果ハ後程報告致シマス、同様ナ申出ガ大

川被告ハ起訴事實ノ認否ハマダ行ツテ居ナイノ Oブルックス辯護人、此ノ件ニ付当シテハ、大 デアリマス、デアリマスノデ彼ノ名前ヲ起訴狀 唯松岡被告ト大川被告ノ件ニ付テ違フ所ハ、大 側ノ病院二移スコトヲ申立テタノデアリマス、 與ヘラレナイト云フコトデアリマスノデ、日本 川被告ノ精神鑑定ガ終ツタナラバ、彼ノ名前ヲ 川周明ニ對シテ出サレテ居リマス デアリマスガ、此八基地病院ハ十分ナル手當ガ アリマス、五月三十日米軍基地病院カラ本法廷 本記訴狀カラ削除スルコトニ付テ申立テタノデ 大川被告ノ件ニ付テ文書が提出サレテアルノ

置イテ戴キタイト思ヒマス、大川被告ヲ「アコ カラ削除スルカ、或ハ彼ニ關スル審理ヲ彼ガ十 先生ノ下ニ十分ナル治療ガ出來ルヤウナ狀態ニ ハ、聯合國最高司令官ノ許可ニ依ツテ出來ルト キ又ハ辯護人ト協力スル程度ニ良クナルマデ彼 アリマス、少クトモ大川被告ガ正思ノ區別ガツ 分二良クナルマデ延期スルコトヲ願ヒタイノデ リカ」病院カラ帝國大學病院ニ移スコトニ付 タイト思ヒマス、更ニ東京帝國大學病院デ内村 ラ東京帝國大學病院ニ移スコトラ許可シテ戴キ ニ關スル審理ヲ延期スルコトヲ願ヒタウゴザイ マス、ソコデ本辯護人ハ法廷ニ對シテ大川被告

ロウエップ裁判長 育席検察官殿

致シマセヌガ、恐ラク檢察團側ハ此ノ名前ヲ削

以上へ削除出來ナイノデアリマス、被告が審理 ス、大川ニ闘シテハ檢察官ノ最モ興味アル問題 ス、兩被告ガ全然無罪デアルト云っ證據ガナイ ニ参加出來ナイト云フ理由ノ下ニ彼等ノ名前ヲ 付テハ、何等理由ガナイト主張スルノデアリマ ハ彼ガ社會ニ害ヲ及ボサナイ場所ニ置カレルコ 起訴状カラ削除スルコトニナラナイノデアリマ 大川兩被告ノ名前ヲ起訴狀カラ削除スルコトニ 〇キーナン検察官 檢察官小致シマシテ松岡、

否モ、辯護人ト協力スルコトモ又證人ヲ訊問ス 復スルマデハ今ノ精神状態デハ起訴事實ノ認 ヲ延期スレバ其ノ通リ此ノ裁判ヲ進行スルコト 除スルカ、或ハ彼ノ審理ヲ延期スルカニ依ルノ ス、デアリマスカラ公正ナル正義ニ基ク裁判ヲ アリマスノデ、彼ノ名前ヲ削除シ或ハ彼ノ審理 行フナラバ少クトモ被告ノ名前ヲ起訴狀カラ削 申上ゲタイノハ、此ノ裁判ハ共通裁判デアリマ ルコトモ不可能ナノデアリマス ハ可能ニナルノデアリマス、少クトモ被告が囘 ダケ速カニ本審理ヲ進行スルト云フ所ニ希望ガ デアリマス、サモナケレバ此ノ裁判所ハ出來ル ロブルックス辯護人 裁判所ノ許ショ得マシテ

ノデ、斯ウ云フ工合ニ審理ヲ續行サレルコトニ 是等ニ關シマシテ何等新シイ事實ガブリマセヌ Oキーナン檢察官 檢察官側ト致シャシテハ、

シタケレドモ、本件ニハ十分ナル根柢ガアリマ ロブルックス辯護人 検察官側ノ反對ハアリマ ガ、其ノ事ヲ保留致シマス シテ戴クト云フコトガ一番宜イノデ ア リ マス スノデ、後程ニ其ノ根低ニ依ツテ各個別ニ公判

ロマンスフィルド檢察官 検察側ト致シマシテ 後程判決ヲ致シマス……(通譯ナシ) 〇ウエップ裁判長 裁判所ハ此ノ問題ヲ考慮シ ハ先週書記局ニ對シテ動議ノ申立ヲ提出シテア

> テハ申出ノ書面ニ書イテアリマスルコトヲ御聽 キ下サルノデセウカ、ソレトモ休憩ヲ宣セラレ ルノデアリマセウカ

〇ウエップ裁判長 本申立ノ寫ガ各判事ノ手許 二屆クマデ此ノ申立ヲ後廻シニスルコトニ致シ マス、次ハ辯護人側ノ延期申立ニ關シテデアリ

申上ゲマセヌガ、注射ヨシタリ色々ナコトデリ 件ニ關シテ專念致シマシタノハ、ホンノ僅カ四、 ルト云フコトヲ申上ゲマス、我々ト致シマシテ 來ナカツタヤウナ次第デアリマス、未知ノ國ニ ヌ、適當ナル期間ヲ與ヘ下サイマシタナラバ、 ル期間ヲ戴カネバナラナイト思フ ノ デ アリマ モナリ、同時ニ又日本人ノ辯護人ノ方ノ援助ニ マスト、辯護人ト致シマシテ法廷ノ方ノ援助ニ タヤウナ次第デアリマス、米國側ノコトヲ申シ マス、書記並ニ「タイピスト」等モ、僅カ先週末 日ヲ費シタ次第デアリマス、我々ノ持ツテ居リ レカラ回復スルト云フヤウナコトデ、非常ナ時 マス、二週間居リマシタトハ云ヒマスルガ、本 當ナル期間ヲ要求シテ居ルニ過ギナイノデアリ 來タバカリデナク、又新シイ問題ニ直面シテ居 チラニ送ツテ吳レルマデハ何事モスルコトガ出 マス、我々辯護人ハ本件ニ關シマシテハ能クマ ロマタイス辯護人 辯護人ト致シマシテ申上ゲ ズル次第デアリマス 私ノミナラズ、又他ノ同僚ニモ非常ニ幸ヒト存 ス、格別何日ト云っ工合ニ申スノデハアリマセ モナルヤウニ致シマスニハ、ドウシテモ妥當ナ マスル事務所ゼマダ十分出來テナイ次第デアリ 五日ニ過ギナイ次第デアリマス、詳細ナコトハ ハ、本件ヲ我々ガ能ク熟知スルニ至ルマデノ安 ダ事情ヲ承知シテ居リマセヌ、僅カ二週間以前 二漸ク到着致シマシタ、而モ陸軍省が我々ヲコ 三到着致ショシタヤウナ次第デ本朝初メテ面談シ

〇キーナン検察官 検察官ハモウ本日此ノ審理 ル次第デアリマシテ、各被告ハ數週間又ハ數箇 マス、檢察官い本裁判所條例ニ十分卽應シテ居 ニ係ハルコトニ付テ準備が出來テ居ルノデアリ

デ判事各位ニ渡ラナカツタト云フコトニ對シテ リマス、但シ「コッピー」ガ澤山アリマセヌノ

ハ甚ダ遺憾ノ意ヲ表シマス、裁判所ト致シマシ

察官ハ指定サレタ秩序ノ下三本審理ノ進行ヲ主 月間三亙ツテ既に辯護人ヲ持チ、又「アメリカ」 張スルノデアリマス、進行スルコトニ付テ準備 ノ辯護人ノ助力モ得テ居ルノデアリマシテ、檢

出ガアリマセヌ

條項中ニハ「被告人ノ爲ノ辯護人、即チ各被告 ナル審理ノ爲ノ手續ガ示サレテ居リマス、其ノ デアリマス、又其ノ條項ニ依リマスト被告ハ辯 シ本裁判所ハイツニテモ該辯護人ヲ拒否スルコ 人ハ其ノ選擇ニ係ル辯護人ニ依リ代理セラル、 権利ハ既ニ各被告ニ依ツテ十分ニ行使サレタ筈 トヲ得」ト云フコトガ書イテゴザイマス、此ノ ハ、ハッキリト書イテゴザイマスヤウニ、公正 〇キーナン検察官 裁判所條例第三章第 九條 雅利ヲ有ス」ト云フコトガ書イテゴザイマス一個 バラグラフ 」 Cョ御参照下サイ、其ノ條項ニ

ス、申出ノナイ場合ニハ法廷ガ辯護人ヲ任命ス リマスガ、未ダサウ云フ申出ハナイノデアリマ 護人ヲ持ツ權利ガアリマス、辯護人ノナイ場合 ハ公判ノ裁判所ガ之ヲ任命スルコトニナツテ居 ルコトニナッテ居リマス、此ノ條例ハ日語ニ譯

要求シテ居ルノデアリマセウカ、我々ニハ其ノ 〇ウエップ裁判長 辯護人側ハドノ位ノ時間ヲ

サレマシテ

疾クノ昔ニ被告ニ渡ツテ居リマス

凡ユル審理ハ、最初カラ最後マデ總テ日本語ニ

方二渡ッテ居ルノデアリマス、本法廷ニ於ケル シ、起訴狀モ同樣日本譯が出來マシテ、被告ノ

短時日ノ間ニ色々ナコトガ分ツタノ デアリマ 要トスルノデアリマス、サモナケレバ我々ハ何 ノデアルナラバ、十分サル妥當ナ準備期間ヲ必 辯護人及ピ被告ニ何カノオ役ニ立ツコトニナル 言スルナラバ、我々ガ若シ此ノ法廷又ハ日本側 テ居ルカト云フコトニ付テ、我々最近來タ者ハ カ」辯護人ガドノ程度マデノ補助又ハ輔佐ヲ得 バ我々ガ被告ニ話ス場合デモ、又日本側辯護人 非常ニ時間ガ掛ルト云フコトデアリマス、例へ ス、ソレハ此方ニ參リマシテ總テノコトニ付テ 要スルノデアリマス、私共ハ此處ニ參リマシテ ガ、私ハ個人的ニ申上ゲマスナラバ約二週間ヲ 〇マタイス辯護人 私ハ既ニ妥當ナル期間ダッ 存ジテ居リマセヌ、私ガ先程申上ゲタコトヲ換 ト話ス場合デモ、非常ニ時間ヲ要スルノデアリ マス、モウーツ附加へマスレバ、他ノ「アメリ ハマダ同僚ト此ノ問題ニ付テ話合ツタコトモゴ 爲二來タカ意味ガナイノデアリマス。 イマセヌシ、又同意シタ譯デモアリマセヌ ラドノ程度デモ宜イト先程申上ゲマシタ、私

非常ニ時間ヲ要スルノデアリマスガ、大體二週

ノ取扱フ問題ニ付テ十分ナル認識ヲ得ル爲ニハ

間乃至三箇月デアリマス

シテ後程其ノ結果ヲ報告致シマス

其ノ次ニ上程サレル筈ニナツテ居 リマスノ

〇ウエップ裁判長 當法廷ハ本件ヲ考慮致シマ

此方ニ到着サレタ「アメリカ」辯護人ハ、彼等 「アメリカ」人辯護人ヲ得タノデアリマス、最近 タノデアリマスガ、一部分ヲ残シテ 殆ド 其ノ ヨ 通ジテ「アメリカ」 辯護人ノ選擇ヲ依頼サレ

Oブレークニー辯護人 被告全部八日本辯護人

人側ノ困難ナル状態ハ能ク諒解致シマス。

出ヲ熱心ニ要求スル者デアリマス、同時ニ辯護 檢察當局ト致シマシテハ、當法廷ニ對シ證據提 譯サレルコトニナツテ居リマス、斯カルガ故ニ

Oブレークニー辯護人 私ハ本申出ヲ米國人側 辯護人ノ全部、否全部デナイ場合ニハ大部分ノ ナル時間ノ申立デアリマス ハ、辯護人側提出ニ關シマスル公開陳述ニ必要

テ本法廷ニ申出ルコトハ遠慮致シマス 色々ナ重複ダトカ、小サナコトガ起リマスコト ナイト思ヒマスガ、我々ノ方ニモ異存ハアリマ シタコトト思ヒマス、檢察側ノ方ニモ御異存い 部「アメリカ」人ノ辯護人ヲ代表シテデアリマ 代表トシテ申スノデアリマス、現在ノ申立ハ全 ハ省キタイト思ヒマス、隨テサウ云フ狀態ニ於 セヌガ、正シイ秩序アル事務進行ニ闘シマシテ ス、公開陳述ニ關スル時間ノ申立ニ關シマシテ ハ、檢察側ノ申立ト睨ミ合シテ御考へ下サイマ

〇マンスフィルド檢察官 只今辯護人ョッ提出

別ニ異存ハナイノデアリマス リマスカラ検察官ト致シマシテハ、ソレニ付テニ付テハッキリ書イデアルノデアリマス、デアニイテハルカラ検察官ト致シマシテハ、ソレニ付テリマス、デアリマスカラが保例第十五條C項ニ其ノ問題

0ブレークニー特職人 私ノ指摘致シタイコトハ其ノ重要點ハ何カト申シマスト、公開陳述ヲナス其ノ時期ノ問題デアリマス、ソレニ願シマナス其ノ重要點ハ何カト申シマスト、公開陳述ヲ

〇ウエップ裁判長 裁判所ハ本問題ヲ考慮シテ

Oブレークニー辯護人、本申立ニ闘シ マシテ事實調査ノ申立デアリマス ・ 大川関連の辯護人ノ申立デアリマシテ各個別

云フ詳細ニ亙ツタ的確テル理由ヲ御示シ下サル 味アルコトダト思ヒマス、ソレハ陪審官ノ居ナ シマシテ米國大審院ノ決定ヲ申上ゲルコトハ與 事事件デアルト云フコトデアリマス、本件ニ關 ノ型ノ事件ニ關シマシテハ行ハレタコトデアリ コトラ要求スルノデアリマス、是ハ從前或ル種 云フコトダケデナクテ、ドウ云フ工合ニシテト 下サル時二、例べ、其ト云フ男ガ殺人ラシタト フコトデアリマス、法廷ガ判決ノ理由ラ御與へ イコトハ裁判所ガ喜ンデ之ョナシテ下サルト云 シタ理由ラ學ゲナイト云フコトラ私ハ要求致シ ルト云フコトニナッテ居リマス、何カボヤット 裁判所條例並ニ規定ニ依リマスト、裁判所ハ各 イ際ニ行ハレタコトデアリマス 事實ニ關シテ各個別ニハツキリシタ理由ヲ擧ゲ マス、新シイコトハ本件ニ關シマシテハ是ガ刑 マス、此ノ申立ニ依リマシテ辯護人ノ申上ゲタ ハ、私の全部ノ辯與人ヲ代表シテ申上ゲマス、

Oウエッブ裁判長 本裁判長ニ間違ヒガナケレ

ナラヌノデハナイカト私ハ裁判長思ヒマス、ハ葉、上訴ト云フコトニ付テ定義ヲ付ケナクテハロブレータニー構養人 「アッピール」ト云フ言

訴ト類似シタモノダト私ハ思ヒマスパ劇決後『レヴォユー』即チモウー度刺メカラ之の刺決後『レヴォユー』即チモウー度刺メカラ之ツキリト申上ゲマスガ、本裁判所ニ於キマシデ

Oウエップ裁判長 「レヴィュー」ハ判決ニ關シ

認メルノデブリマス のウエッブ裁判長 裁判長ト致シマ シテハ 更のウェッブ裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハス、裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハス、裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハス、裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハス、裁判長以下判事ハ法律ト云フコトニ付テハス、裁判長以下判事ハ法律・云フェルンである。

/ 許可/申立デアリマス||次/申立ハ旣ニ提出サレタ申立ニ對スル參加

次ノ申立ハ總テノ起訴却下ト云フコトデアリ

サレルナラバ又考慮スルコトモ出來マセウ

本動譲ニ關スル起訴状ノ本質ニ關シテ旣ニ論經のマンスフィルド檢察官 本裁判所ニ於テハ、

表サレルト思ヒマスガ、其ノ發表理由ガ分ラナ

リール」即チ上 問題ニ付テハ配ニ裁判所ニ提出サレテアルノデール」即チ上 問題ニ付テハ配ニ裁判所ニ提出サレテアルノデリース、此ノ動議ラで能ク承知サレテ居ルト存ジマス、此ノ動議ラで能ク承知サレテ居ルト存ジマス、此ノ動議ラール上のサール。 サレタノデアリマス、他ノ動議ハ配ニ十分ニ又於キマシデ、 サレタノデアリマス、他ノ動議ハ配ニ十分ニ又が、エール・ファックを表示している。

〇ウエッブ裁判長 本件並ニ是、同様ノ事件ニマセヌ、既ニ我々ノ同僚判官ト一緒ニ、既ニ是關シマシテハ、檢察側ノ意見ヲ聽ク必要ハアリ

罪事實ノ認否ガ旣ニ締切ツテアルト云フコトデス、一ツハ犯罪事實ノ認否、竝ニモウーツハ犯ス、本申立ハ二ツノ條項ニナッテ居ルト思ヒマ

アリマス、隨テ本法廷ニ依り決定サレテ後、一

アリマス他抗辯ヲ提出シ得ル時間ノ追加ニ關スルモノデサノスニ出テ居リマス申立ハ、申立及ビ其ノ

ルノデアリマスガ、併シ此ノ申立ガ準備サレタ デアリマス、此ノ申立ハ一九四六年五月十五日 デアリマス、ソコデ今朝此ノ申立ヲ提出シタノ 時ニハ、彼等ハマダ此ノ裁判所ニ記録モサレテ 出來ナカツタノデアリマス、更二本裁判所ガマ 由ハ、其ノ第二ノ「パラグラフ」コ明記シテアル 云で日ヲ決定シタノハ、裁判長控室ニ於テ五月 正致シマシテ、本裁判所ノ決定カラー週間ニ延 ハ切レテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ更ニ訂 期シテ戴キタイト存ジマス、モウ既ニ其ノ時間 ガ、時間ノ餘裕ガナイ爲二更ニソレヨ一週間延 居ラナイシ、又被告モ決ッテ居ラナカッタ次第 去十日又ハ二週間以内ニ、最近來ラレタ辯護人 が決定理由ヨ酸表シテ居ラナイノデ、何レハ發 立ガ決定サレルマデハ、何等手ヲ着ケルコトハ 十五日ニ決ツタモノデアリマス、此ノ申立ノ理 バシテ戴キタイノデアリマス、五月二十五日ト 日マデニ、提出サレルコトニナツテ居リマシタ 二、豫備的申立了提出八一九四六年五月二十五 ニ依ッテ申立テラレルノガ、適當デアルド存式 シマシテ陳述スルノデアリマス、此ノ議論ハ、過 ノデアリマス、是等ノ申立ハ、他ノ準備中ノ申 〇ファーネス解護人 私ハ辯正人全部ヲ 代表致

マ イノデアリマスノデ、更ニ本動談/考慮す順レマ イノデアリマス、本申立ハ各辯護人銘々立ニ す代表致シマシテ、本法廷ノ根本的要素即手管デ 被告銘々ト相談シナクテハ出來サイモノデゴザデ 被告銘々ト相談シナクテハ出來サイモノデゴザデ 被告銘々ト相談シナクテハ出來サイモノデゴザデ 被告銘々ト相談シナクテハ出來サイモノデゴザデ 被告銘々ト相談シテクテハ出來サイモノデゴザ

○ファーネス辯護人 若シ常法廷ニ米國人ノ辯人ノ「リスト」ヲ讀スト云フコトニ ナリ マスル・バー・カラ辯護人が來ルト云フャウナコトニ付テモ私ルをジマセヌ、私達ノ申出ハ非常ニ安當ダト思トダト思ヒマス、「アメリカ」以外ノ、ヨリノ國ルをジマセヌ、私達ノ申出ハ非常ニ安當ダト思いるスノデ、之ヲ御容レ下サルコトヲ要求致シヒマスノデ、之ヲ御容レ下サルコトヲ要求致シヒマスノデ、之ヲ御容レ下サルコトヲ要求致シスス

ス、殘餘ノ項目ニ關シマシテハ後廻シト致シマ總テ辯護人ニ依ツデ代表サレテ居タノデアリマル四六年五月二十五日ヲ定メタ時ニ、各被告ハロウエッブ裁判長、私、裁判長ト致シマシテー

日當法廷デ劈頭陳述ヲナサル御豫定デゴザイマ 主席檢察官ニ御尋ネ致シマスガ、アナタハ本

リマスノデ、関朝ヤリタイト存ジマス ソレヲ提出スルコトト考へテ居リマシタガ、若 シ裁判所ニ差支へガゴザイマセヌデシタラ、此 モノデアリマシテ、私ハ本格的裁判ノ劈頭ニ、 〇キーナン機察官 私ノ劈頭陳述ハ非常ニ長ィ 劈頭陳述ハ既ニ準備サレ、日語譯モ出來テ居

處デ要求致シマス Oウエップ裁判長 ソレデハ譯文ノ訂正ヲ今此

劈頭陳述ガ終リマスト、直グニ證據書類ノ調べ〇キーナン檢察官 法廷ニ申上ゲマスガ、私ノ **ロウエップ裁判長** 別ニ訂正ヲスルヤウナコト モナイト思ヒマス ニ入リタイト思ヒマス

シタイト思ヒマス――十一時マデト訂正致シマ ノ「コッピー」が判事ニ渡ルマデ、正午マデ休憩 「マンスフィルド」檢事が申出ラレマシタ申出

午前十時四十七分休憩

ロウエッブ裁判長 (通譯ナシ) **ロキーナン検察官** (通譯ナシ) ロキーナン検察官 (通譯ナシ) 〇ウェップ裁判長 (通譯ナシン

ゲマス、裁判長閣下ヨリ、辯護人側カラ申 ツシテ其ノ次ニ主席檢察官側カラモ、劈頭 請シマシタ延期ノ申請ハ之ヲ一週間延期ス 陳述ヲ直グスルヤウニト言ハレタノデアリ ルコトヲ許スト云フコトガゴザイマシタ、 「嚴本通譯 只今マデノ所ヲ取纒メテ申上

述シテモ宜シイ、ソシテ其ノ後十日間休廷シマ **述ョサレタ方ガ更ニ都合ガ好イト云フコトヨ言** 〇ウエップ裁判長 ハレタノデアリマスガ、ソレナラバ明朝之ヲ陳 主席檢察官側ハ明朝其ノ陳

Oキーナン検察官 辯護人ガ具今協議致シマシ

ヤリタイト思フノデアリマス 皆準備シテアルノデアリマスカラ、一日モ早ク 日モ早クヤル程宜イト思フノデアリマス、六月 ガ、十四時間前カラ向フニ渡シテアルノデアリ 二準備モ出來テ居リマスシ、證人ヤ證據書類モ ノ三日ニ行フコトハ、私ノ方ト致ショシテハ旣 スガ、既ニ私ノ劈頭ノ陳述ノ寫シハ十四時間以 テ、水曜日二劈頭ノ陳述ヨヤルコトニ異存ハナ 何等ノ影響ガナイモノダト私ハ思フノデアリマ アリマス、辯護人側ト致シュシテ、何時劈頭ノ マス(訂正 伊丹モニター「四十八時間前」)一 前カラー 陳述ヲヤルカニ付テハ、ソレ等ノ權利ニ付テハ イト申シマスガ、私トシテハ是ハ洵ニ不可解デ -是ハ今マデ曾テナイコトデアリマス

頭ノ陳述中何等ノ抗辯ヨシナイト云フコトヨ申 シテハ、之ニ依リマシテ、檢察側ノ劈頭陳述ノ 寫ショ十分二皆ガ見ル時間ヲ與ヘルコトニナル 失フト云フコトハナイノデアリマシテ、私共ト 上ゲタノデアリマス ノデアリマス、辯護人ト致シマシテハ、其ノ劈 ニ思ハレルノデアリマス、實ハ之ニ依ツテ時ヲ **ロワーレン辯護人** 其ノ意見ヲ綜合致シマスル ト、水曜日ト云フコトニハ大體異議ハナイヤウ

決定致シマシタ Oキーナン検察官 明日劈頭陳述ラヤルコトニ

此ノ間ニ於テ何等カノ動設ガアレバ之ヲスルコ 希望ヲ許シ、其ノ後六月十三日マデ休廷ヲ致ス ト云フコトヲ時期ヲ延バシタノデアリマスガ、 トヲ許可致シマス コトニ決定致シマス、此ノ豫備的ノ陝述ヲスル ナン」主席檢事ノ明朝劈頭陳述ヲスルト 云フ Oウエップ裁判長 法廷ト致シマシテハニキー

スル動議デアリマス 此ノ次ニ各個別ノ陳述ヲスルト云フコトニ關

Oウエップ裁判長 私が既ニ宣告シマシタコト述ベラレルヤウニシテ貰ヒタイノデアリマス レタ時ニハ通知ヲ受ケテ出廷シ、之ニ意見ヲ申 ヲ以テ何時デモ動議ヲ提出シ得ルト云フ件ニ付 キマシテハ、檢察ト致シマシテ斯ウ云フ動談ガサ ロマンスフィルド檢察官 裁判長ノ特別ノ許可

シテ、私ハ先が第一ノ申立ヲ援用致ジマス、即 Oマンスフィルド檢察官 只今ノ申立ニ關シマ

待遇ヲ日本政府ノ公文書ニモ之ヲ與ヘルコトデ 裁判所ハ公知ノ事實乃至ハ國家ノ公式ノ文書及 ヲ引用致シマス、裁判所ノ顯著ナル事實――本 使用スルコトニ付キマシテハ、條例十三條ノD 利益ョ受ケルノデハナク、寧口辯護側及ビ裁判 申立ヲ許可セラレルニ付テハ、辯護側ハ何等ノ不 スル「ロ」不當二審理ヲ遅延セシメルガ如 行爲 ル文書ニ共ノ眞實性ノ證憑ヲ付ケナイト云フコ アッテ、之二依リマシテ或ハ數百通二モ上ル斯 ザルモノトス、檢察側ノ求メテ居リマスルコト 軍事機關又ハ其ノ他ノ機關ノ作成ニ係ル調書及 立及ビ公文書ノ眞實性ヲ證憑スルコトナク之ヲ 存ジマス、第二ノ申立即チ日本政府其ノ他ノ申 所ヲ援助スルコトニナルト云フノデアリマス、 點及ビ陳述ヲ排除スルコトデアニマス、即チ此ノ 何ナル種類タルヲ問ハズ起訴事實ニ關係ナキ軍 ヲ防止スル爲メ嚴重ナル手段ヲ執ル限リ其ノ如 付キ生ジタル軍點ノ迅速ナル取調ニ嚴格ニ限定 申立テル譯デアリマス、即チ審理ヲ起訴事實ニ 載セラレプアルコトラ有效ニ確保スルモノダト 申立ノ許可二依ツテ條例十二條A、B、D二記 トデアリマシテ、此ノ文書自體ハ、既ニ日本政府 ハ、聯合國ノ公ノ文書二與ヘテ居リマスト同ジ ビ報告書ノ真實性乃至ハ或ル國際聯合加盟國ノ 辯護側カラ此ノ中立ノ許可ニ付テ異議ガナイト 述ノ價値が失ハレルノデアリマス、即チ此ノ 分割シテ行フコトヲ便利ト認メタノ デアリマ ノ陳述ヲ附屬書A、D、Eニ屬スル部分ニ之ヲ 得ト述ベテアリマス、檢察側ト致シマシテハ此 ス、劈頭ニ本件全部ニ付テ陳述ヲシマス場合ニ Cハ檢察官並ニ各被告人ハ代理セラレ居ル場合 ヨシ得ルト云フ問題デアリマス、條例十五條1 チ本審理ニ關スル個別ノ事項ニ付テ個別ノ陳述 『記錄』決定!紅實性=付テハ其ノ實證ヲ要セ ハ、重要ナル證據が出マシタ時二、其ノ劈頭陳 ハ辯經人二限リ無單ナル劈頭陳述ョナスコトラ

ニ依リマシテ、其ノ點ハ包含サレテ居ルト思ヒ

洲事變ニ關シテ決議ヲ爲シタト記シテモ宜イノ ナイヤウナ書キ方ニ變ヘテ、國際聯盟總會ガ滿 葉ヲ使ツテモ宜カツタノデアルカモ 存ジマセ ノ如キモノデアリマス、例へバ是ガ論識ヲ起サ 決定シ、滿洲國ノ不承認ヲ勸告シタト云マ事實 ジマセヌ、即チ國際聯盟ニ於テ日本ヲ侵略國ト スガ、其ノ表題及ビ記》方二付テハ或ハ他ノ言 認スルコトデアリマシテ、其ノ内容ノ細カイ點 側が申立テテ居ルコトハ、例へバ奉天事件ガー ノ、又ハ論點ノ或ル場合ガ之ニ依ツテ決定セラ 細目等ガ必ズシモ總テ同意サレテ認メラレタモ 申立テルノデアリマス、其ノ目的ハ即チ或ル事 ヌ、例へバ三十一號ニ付テモ論蔵ガアルカモ存 シャイマシタン外ニ五ツノ事件モ學ゲテアリマ ○訂正 - 伊丹モニター「檢事ハ十二月十八日ト仰 レタモノトハ解釋サレナイノデアリマス、檢察 リマス、十三條ノDニ關聯ノアルモノデアリマ 實ニ付キマシテハ、添附サレマシタA表ノ事實 ダノデアリマス、條例十三條ノAニモ援用致シ 九三一年九月八十八日三起ツタト云ノ事實ヲ確 ス、併シ之ヲ決定致シマスニシテモ、各事件ノ 實トシテ認メテ、之ヲ利用スルト云フコトデア 實及ビ一定ノ期日及ビ年號、月日等ヲ公知ノ事 テ居リマス、第三ノ申立即チ裁判所ニ承知ノ事 ヒヲ全クナカラシムル爲二此ノ申立二之ヲ含ン 於テ認メラルル文書ノ方デアリマスガ、此ノ項 發行又ハ署名ニ關スル證明ノ有無ヲ問ハズ、或 用致シマシテ、機密上ノ種別如何ニ拘ラズ且ツ 日二是ガ含マレルカモ存ジマセヌケレドモ、疑 成員→發行又ハ署名ニ係ルモノト、本裁判所 ル政府ノ軍隊ニ屬スル將校、官廳機關乃至ハ構 ハナイノデアリマス、條例十三條ノCノ一ヲ援 理由ニ依ツテ之ヲ排除スル權利ニハ何等ノ影響 ガ公ノ文書ト主張シテ居ルモノデアリマス、被 一付テ之ヲ決定スルノデハナイノデアリマス、 一付テ裁判所ガ之ヲ公知ノ事實ト認メルコトヲ

〇ウエップ裁判長 マダソレ以上色々ナ點ガデ

デアリマス

スガ、此ノ「サプライズ」ト云マ字ヲ削除シテ ス、外ニハ四十七號ノ中ニアル「機密」ト云フ 日本が曾テ「サプライズ」ト云フ言葉ガアリマ 字ヲ削除シテモ宜イノデアリマス、又五十九號 之ヲ九國條約ニ關スル日本ノ態度ニ關スル國際 ニモ、是ハ議論ヲ起シ得ルモノデアリマシテ、 聯盟ノ聲明ト云ラ風ニ訂正シテモ宜イノデアリ マス、最後ノハ八十五號デアリマシテ、是ニハ 祭官 アト五ツ位デアリマ

ウシテアナタ方ノ方ノ解釋ョ記スト云フコトニ 〇ウエップ裁判長 結局之ョ簡單二記シテ、サ 聞スルイデハアリマセヌカ

ルコトハ、本事件ガ援用サレル場合二、被告人 立テルコトラ妨ゲナイノデアリマス ガ之ニ付テ其ノ事實及ビ關聯性ニ付テ異議ヲ申 ロマンスフィルド檢察官 他ノ點ニ付キマシテ ス、裁判所が此ノ事件ラ公知ノ事實トシテ認る ハ何等ノ外部的解釋す付セナイデ記シテアリマ

〇ウエップ裁判長 此ノ點ニ付テ何カ動談サレ タコトガアリマスカ

見二ハ今達シ得ラレナイコトガ分リマシタガ、 ロマンスブィルド檢察官 之ヲ研究、協議致シ 等ガ全部十三條B、裁判所ガ其ノ證明ヲ要セザ ル公知了事實トシテ取扱ハレルコトヲ請求スル シタ條例十三條ノBニモ闘聯致シマス、即チ是 マス、條例ノ十三條ノA、及ビ既ニ援用致シマ 書類其ノモノニ付テハ同意ガ得ラレルノデアリ マシタ結果、此ノ事件其ノモノニ付テ共同ノ意

用サレマシタ場合ニハ、其ノ事實、若タハ其ノ 他ノ理由ニ付テ之ヲ排除シ得ル權利ヲ損シナイ 云フコト、及ビ辯護側二於テハ斯カル書類が接 的ハ檢察側ガ斯ウ云フ一件書類ヲ援用スル場合 トシテ認定シチ費ヒタイト云フコトハ、或ハ其 ニ、是等ノ眞實性ニ付テ正式ナ證明ヲ得難イド ノ用語ニ不備ガアルカモ存ジマセヌガ**、**其ノ目 第四ノ申立二對シマシテハ、之ヲ公知ノ事實

ト云フコトデアリマス 此ノ申立ヲ御許可ニナレバ、且ツ此ノ附屬表

> 日本ヲ滿洲國ニ於ケル侵略國ト認ムト云ラモノ 號ニハ、國際聯盟二月二十四日ノ決議ニ於テ、 或ハ論爭ヲ起シ得ルモノデアリマスガ、三十四 マス、例へが第三十四號、三十七號ノ如キモ、 ノダト云フ風ニ解釋サレ、バ宜イノデアリマス ノナラバ、辯護側ハ何等ノ不利益モナイト存ジ ノ如キデアリマスガ、之ヲ唯其ノ書類ヲ指スモ

アリマスル文書ノ代リニ次ノヤウニ訂正致シタ ハト信ズルノデアリマス、仍テ申立書ニ書イテ モ採用スルモノトス云々ノ條文ノ範圍ニ入ルモ テ證明力アルモノト認メル限リ如何ナル證據ヲ 手續ヲ最大限度ニ採用且ッ適用、本裁判所ニ於 力、本裁判所ハ證據ニ關スル技術的方法ニ拘束 タノデアリマス、尚ホ條例十三條ノA、證據能 朗讀ヲ略シマス、即チ此ノ書類ノ一部若クハ全 イノデアリマス セラルルコトナシ、本裁判所ハ迅速且ツ便宜ノ 部ノ表ヲ作ルト云ィ意味デ之ヲ裁判所ニ提出シ ノロニ包含サレルモノデアリマス、其ノ條文ノ 此ノ文書ハ總テ條例十三ノC一及ビ條例十三

許可スル 何等ノ證明ヲ提出セズシテ之ヲ援用スルコトヲ 檢察側ハ表附記Bニ記錄セラレアル文書ヲ、

決定シテ戴キタイト云っ意味デアリマシテ、或 表ヲ作ルノデアリマスガ、運用上及ビ事務ノ手 ガ、其ノ入レマシタ――之ヲ此ノ申立ニ含メマ デーリマス、是ハ單ニ形式的ナ問題デアリマス 番號ヲ附スル方ガ簡單デアルト思フノデアリマ 續上一ツノ表ニシテ提出ノ日附順ニ依ツテ之ニ ル國デハ檢察側及ビ辯護側別ニニッノ證據物ノ シタノハ、即チ證據調べガ始マリマス前二之ヲ ル、證據物ハ通シ番號ヲ附セラレルト云フコト 第五ノ申立ハ檢察側及辯護側ニ依リ提出セラ

サウシテ之ヲ證據トシテ取扱フト云フコトニ歸云フ證據ナシニ檢察側カラノ書類ヲ受入レル、 〇ウエップ裁判長 サウシャストアナタノ申立 法延い正當ノモノデアルカドウデアルカト

通リニシテ戴キタイノデアリマス

御許可ヲ申立テルノデアリマス

戴ク所ノ權利ヲ、常ニ保智シタイト云フコトデ ヨ申立テタイノデアリマス、即手各證據ノ是ガ ガラ我々辯護人側ト致シマシテハ斯ウ云フコト 第一項ノ理由第一ヲ引用スルノデアリマス、第 ノデアリマス、此ノ申立ノ理由ト致シマス所ハ ロブレークニー辯護人 私ハ此ノ動議ヲ各個別 來ルト云っ權利ヲ保留シタイト云っ點デアリマ サレテアリマセヌコトハ異議ヲ申立テルモノデ アリマス、例へぶ提出セラレマシタ證據ニ付き 正確ナモノデアルト云フコトヲ、常ニ證明シテ テ異議ヲ申上ゲルモノデハアリマセヌ、併シナ ニ關シマシテハ辯護人側トシテハ、審理ノ迅速 スルト云フ許可ヲ得タイノデアリマス、此ノ點 スルニ要スル書類ヲ添附スルコトナクシテ提出 二、異議ヲ申立テナイ容疑者ニ對シテ申立テル 二當リマシテ、更二此ノ正確性ヲ疑フコトガ出 マシテ、何等此ノ正確性ヲ表明スル書類ガ添附 ハアリマセヌガ、此ノ書類ヲ更ニ試驗致シマス /期スル爲ニ何等此ノ檢察側カラノ申立ニ對シ 一項ニ付キマシテハ日本政府ノ公文書――證明

出來マス 〇ウエップ裁判長 其ノ動議ハ常ニスルコトガ

此ノ提出サレマシタ證據ニ付テ、事件ニ關係ガ アルカドウデアルカト云ッ將來二付テ、之二對 〇プレークニー無護人 「マンスフィルド」氏ノ ノデハゴザイマセヌガ、唯此ノ提出セラレマシ四ニ對シマシテモ、同樣何等異議ヲ申立テルモ 立テルモノデハナイノデアリマス、動蔵三及ビ ナラバ、辯護人側ト致シマシテハ之二異議ヲ申 シテ申立ヲスルコトガ出來ルト云フコトデアル

事件が起ツタト云フコトニ止マル譯デアリマ法廷ハ一九三一年十二月ノ十八日二、何等カノ

サウ致シマスト是カラ推シテ参リマスナラバ、

於テハ是ハ公知ノ事實デハナイノデアリマス、 ツテ居ルノデアリマスガ、併シナガラ日本國ニ ロマンスフィルド検察官 今裁判長ノ申サレタ

Oウエップ裁判長 ソレナラバサウ云フ風ニ訂

ヲ促進スルモノト信ズルノデアリマシテ、 ロマンスフィルド検察官 検察側ハ斯カル手續 採用ニ依ッテ、本件ノ速カ、且ツ正シキ提出

事ノ事實、公知ノ事實トシテ取扱ツテ貰ヒタイ 共ノ證據書類ニ關シテ取リ得ル處置ハ辯齊人側 之 引用スルコトガ出來ルヤウニシタイド云フ 所謂奉天事件ナルモノガ起ツタト云フコトヲ知 例へ、、全世界ハー九三一年十二月ノ十八日ニ、 ガ、非常二難カシタナルト思フノデアリマス、 ガ之ヲ認知スルカト云フ範圍ヲ 決定スルコト ルト云フコトニナリマスト、ドノ點マデ裁判所 サレナイヤウナ種類ノモノデアリマス、若シ檢 ドモ、其ノ言葉ラ忖度致シマスト、今申 ウ云っ風ニ書イテナサレタモノデアリマスケ ト云フコトデアリマス、勿論動議ソレ自身ハサ ルノデアリマス、卽チ檢察側ノ要求致シテ居り 通リニ他ノ事實ヲ立證スル義務ガア ル ト信 ズ ス、此ノ動議ニ關シマシテハ、法廷― 實質ニ付テ申シテ見タイト思ヒマス、「マン ス ウニシテ戴キタイ」)サウシテ同時ニ檢察官側デ ソレハドチラカト申シャスト普通ニハ 餘リ ナ マスコトハ、其ノ事實又日附ヲ含ムモノ、出來 ザュール」ニスレルト云フコトヲ申請セラレタ マシタガ、是ハ洵ニ理由ノアルコトダト思ヒマ フノデアリマスガ、此ノ動議第三ニ付キマシテ フィルド」氏ガ言ハ シマシタコトハ正シイト思 ハ、是ハ言ハズシテ明カナコトデアラウト存ジ 祭官側1申立1通リニ各事件1日附1ミヲ認メ マシタヤウナコトニナルノデアリマ、シテ、 ノデアリマス、「スケギュール」ノAニアリマス ハ單二事件ノ起リマシタ其ノ日附ノミョ「スケ ハ、檢察官側及ビ辯護人側ニ於キマシテ、同意 マス、ソレハ此ノ第三ノ動蔵ニ闢シマシテ此 於テモ同時二其ノ利益ニ均霑スルト云フコト ナラズ索引ヲ附ケテ各關係者ガ利用出來ルヤ 一定ノ諒解ニ達スルコトガ出來ナイト言ハレ (伊丹モニター「番號ノ

白クナイト云フコトヲ申立テタ

件ト云フモノハ、何等ノ證據ナシニ、サウ云フ 風ニ惹起サレタモノデアルト云フコトヲ裁判所 言葉遣ヒノ上デ穩カナラヌト考へラレルノデア モニター「法的、認知ト云フ言葉其ノモノハ、 之ヲ約言致シマスナラバ如何ナル事件ニ於キマ Oウエッブ裁判長 ドノ位時間ガ掛カルカト云 リマス」D然ラバ斯ウ云フコトニナリマス、各事 フ質問ガアリマシタ ガ之ヲ法的認知ヲスルト云フコトニナリマス ニナルノデハナイカト思ヒマス、例へ、人之ヲ假 フモノハ此ノ事件ノ本質ヲ決定スルト云フコト 如何ナル場合ニモ數多ノ論議ヲ起スモノデアリ シテモ、此ノ眞ノ性質ト云フコトニ關シテハ、 ベキカト云フ議論が故ニ起ル譯デアリマス、 ス、然ラバ此ノ事件ニ關シマシテハ、日本側デ 一口ニ言ツテ見マシタナラバ・・・・ (訂正) 伊丹 二法廷ガ、法的、法認、認知スルト云フコトヲ マス、而シテ此ノ裁判所ノ機能、其ノ職務ト云 ヲ、法廷デ採用スベキカ、若シクハ支那側デ此 事件ノ性質ヲ斯ウ云フモノデアルト考へタコト ノ事件ノ性質ヲ 考ヘマシタ 其 ノ コトヲ採用ス

ロブレークニー辯護人 マダ數分間掛カル豫定

〇ウエップ裁判長 續ケテ下サイ

ス」)第四ノ動議即チ文書、書置ニ關スル點ニ移 ノ被告ノ 代理人ト 致シマシテ 異議ヲ 申立テマ

次三辯護人側カラノ修正ノ申立若シクハ申渡

天事件ヲ、犯罪事實デアルト云フコトニ決定ス テ書イテアルノデアリマス、併シナガラ此ノ率 ソレガ眞實デアルトシタナラバ、法廷ノ法的認 ハ、之ョーツノ既ニ起ツタ事實トシテ、犯罪トシ シテ居ルノデアリマスガ、此ノ 起訴狀ノ 中ニ スフィルド」氏ノ使ハレマシタ言葉ニ從ッテ申 天事件ト云フ言葉ヲ使ヒマシタガ、是ハ「マン 御説明申上ゲタイト思ヒマス、法的認知ト云フ ロブレークニー辯護人 ソレデハ只今證據下云 フコトヲ私ガ申シマシタノデ、其ノ理由ヲ一寸 レナケレバナラナイト思フノデアリマス、若シ ル爲ニハ、先ヅ兹ニ證據ト云フモノガ提出セラ レバ、ドレ程ノ時間ガ掛リマセウトモ、先ツ此 コトヲ致シマスルノニハ、私ノ了解スル所ニ依 / 證據ト云フモノヲ提出シナケレバナラナイモ ノダト信ズルノデアリマス、例へバ私ハ茲ニ奉 申上ゲマス」D然ラバ、裁判所ト致シマシテ、ド 條ヲ引用シテ見タイト思ヒマスCT訂正 伊丹モ 使ハレテ居リマスガ、私ハ故ニ再ビ此ノ言葉ノ此ノ動議ニ關シマシテ再ビ法的認知ナル言葉ガ 中ニハ檢察官側ガドウ云フ希望ヲ持ツテ居ラレ ニター「國際聯盟ノ決議卽チ第三十四號ニ付テ イノデアリマス、然ラバ関際暗盟ノ規約三十四 ルカト云フコトハ明瞭デアルカラデアリマス、 シタイト思フノデアリマス、ナゼナラバ私ノ心 ヒト云フコトカラ離レマシテ、私ハ兹二申立ヲ リマス、此ノ點ニ關シマシテハ第一二法廷、其 使ヒ方が除り面 ノデアリマス、隨テ此ノ動議ノ正確ナル言葉遺 ツテ居ルカト云ココトニ付テハツキリ分ラナイ ガアリマシタノデ、其ノ實際ハドウ云フ風ニナ

デアリマシタナラバ、之二必要デアルト考へラ 此ノ奉天事件ニ關シテ之ヲ論議ショウトスルノ マスへ訂正 伊丹モニター「其ノ見解ノ下ニ總テ ヲ證明スルコトノ責任ヲ避ケントスルモノデア ハ敢テ斯ウ申シタイ、即チ檢察官側ト致シマシ トヲ私ハ疑フ次第デアリマス、サウシテ之ヲ私 ミニ依ツテ如何ニシテ之ョナシ得ルカト云フコ レル所ノ證據、其ノ外ノモノガナク、唯日附ノ ル譯デアリマス、若シ檢察官側ト致シマシテ、 十二ノ事件ニ關シテ同様ナル異議ノ申立ガ出來 カラデアリマス、而シテ茲ニ正確ナコトハ分リ トシテ、法的ニ既ニ認メラレテアルコトデアル ツタカモ知レマセヌ、ナゼナラバ是ハ奉天事件 知ヲスルコルハ、何ニ依ツテ之ヲ法的認知ヲス マセザシ、又日本人辯護人ト致シマシテモ、約三 シマシタノト同様ノ異議ガ申立テラレルデアリ マセヌガ、凡り百二七餘ル所ノ事件ニ關シテ ガ例トシテ引キマシタコトハ、或ハ面白クナカ ルノデアリマスカ、此ノ奉天事件ナルモノョ私 ルト云フ風ニ申上ゲテモ宜イカト思フノデアリ ハ、法的認知ナル名前ノ下ニ此ノ各個ノ事件 々「アメリカ」側ノ辯護人カラ此ソ只今私が由

保シタイト云フノデアリマス、更二飜譯ノ誤リ 確ナモノデアルト云フコトラ軍フ共ノ權利ヲ留 ラレマスコトニ關シマシテモ、我々ハ異議ヲ申 事件と關聯ガアルト云フコト、若シクハ是ガ正 立テルモノデハアリマセヌガ、将來其ノ書證ガ スナラバ、如何ナル書類、書證ガ法廷ニ提出セ ス、サウシテ私ノ申シマシタコトヲ要約致シマ 反對ヲ持タレルコトナク、軍中之二同意ヲ表 シテ此ノ點ニ關シマシテハ、私ハ檢察官側ガ アルト云フコトヲ感ジルノデアリマス、サウ 併シナガラ私ハ是ハ檢察官側ノ爲ニモ、又辯護 ヲ留保シタイト云フコトヲ併セテ申述ベマス、 聯性若シクハ其ノ正確サト云フヤウナコトニ關 トニ歸スルノデアリマスガ、私ハ又更ニ此ノ關 若シクハ事實ノ誤リト云フモノガ將來辯與人側 セラレルモノデアルコトヲ信ズルノ デアリマ 據ガ之ニ與ヘラレルト云フコトハ必要ノモノデ ヲ罪セラレル場合ニ於キマシテハ、正確ナル證 ノ法的認知ナル言葉ヲ是カラ削除スルト云フコ 表シテ申スコトデアリマス、此ノ動議ハ即チ此 テ、私ノ申シマスコトハ、被告ノ殆ド全部ラ代 トシテ此ノ法的認知ヲスルニハ、如何ナル法的 人ノ爲ニモ、一ツノ事件ガ或ル被告ニ對シテ之 シテ將來更ニ私共ガ異議ヲ申立テルト云フ權利 ガ、如何ナル法的ノ措置ガ必要デアルカ、法廷 ノ措置ガ必要デアルカト云フコドニ 關シ マシ 只今最初ノ飜譯ニ附加へタイノデ アリマス

關シマシテ、日本及ビ「タイ」國間ノ條約ニ關シ 知ヲサレルノデアリマセウカ、第一二使ハレタ 被告、殆ンド全部ヲ代理シテ此ノコトヲ申スノ ナラナイカト云フ點ナノデアリマス、私ハ此 知ノ問題デハアリマセヌ、寧ロ如何ナル法的措 マシテハ、ドノ言葉ガ、サウシテ誰ノ飜譯ニ關 附ヶ加ヘル方ガアルカモ知レマセヌ デアリマシテ、或ハ二三更ニ之ニ辯護人トシテ 置ガ、此ノ法的認知ヲスルニ付テサレナケレバ シマカ、(伊丹モニター「四十七項」)是ハ法的認 シテ此ノ法廷ハ法的認知ヲ與ヘルノデアリマス ノ言葉ガ使ハレテ居ルモノデアルト云フ法的w

シテモ、書證ヲ提出シ得ルト云フ其ノ權利ヲ合 ツタト云フヤウナ點ヲ私ハ指シテ居ルノデアリ 申立テルト云フ權利ヲ留保シタイノ デアリマ 見出サレマシダナラバ、之ヲモ合ハセテ法廷 レマセヌ 之ヲ申立テスルコトハ出來ヌト申シマシタガ, レマシタ所ノ權利、即チ如何ナル場合ニ於キマ マス、更ニ私ハ法廷ガ檢察官側ニ對シテ與ヘラ 時二、是ガ最後ノモノデハナク、單二ソレニ達 此ノ條約ガ法廷ニ證據トシテ提出セラレマシタ ス、例へバーツノ條約ノ如キモノデアリマスガ、 二於キマシテ、此ノ書證ヲ檢查致シマシタ時ニ 或ハニニノ意見ヲ申立テラレル方ガアルヤモ知 次第デアリマス、私ハ全部ノ容疑者ヲ代表シテ ハセテ辯護人側ニモ與ヘラレンコトヲ申請スル スルマデノモノデアツタト云フ一ツノ證據デア

誤リヲ來シマス、四十七項ハ日本ト「ドイツ」 コトデアリマシテ、期様ナルコトヲ「ジュディシ 文書デ、其ノ文書ノ數ダケデモ九十五デアリマ 云ノコトハ如何ナルコトデアルカ、私共日本人 ノ秘密條約ト云フコトデアリマスガ、世ノ中ニ 月九日ト書イテアリマスルガ、寶二了解シ難イ デュール」Aニハ其ノ二十三項ニー九三二年三 誤リガアリマス、例へバ滿洲國ノ建國ハ一九三 ヲ御延期願ヒタイト思ヒマス、私ガ此ノ法廷デ ルノデアリマスプスケヂュール」ノBハ各種ノ 〇清瀬辯護人 裁判長、一言御許シヲ願ヒタイ 秘密條約ガ「ジュディシアル・ノーティス」・ト アル・ノーティス」トスルコトハ非常二大キナ ト主張サレルカヲ檢討スルマデ、裁判所メ決定 テ、檢事ガ何ヲ「ジュディシアル・ノーティス」 ス、私ハ日本辯護士ガ此ノ各A及ピBノ表ヲ得 答ナラバ、此ノ法廷ノ通譯デ了解シ 得 マスル ガ、此ノ「モーション」ニハコスケデュール」 レテ居ラヌノデアリマス、簡單ナ法廷ノ質問應 A、是ハ九枚マデデ百三十二ノ事項ガ書イテア 「モーション」ノ日本譯ガ、日本辯護士ニ渡サ ト思ヒマス、此ノ檢察官側ガ御出 シニナ ツ タ 一年三月九日デハアリマセヌ、然ルニ「スケ 寸借リテ其ノ表ヲ見マシタダケデモ、多數ノ

告人ノ權利擁護ノ為ニ、ドウカ日本辯護士ガ此 雑ニスル考へハ毛頭ナイノデアリマスルガ、被 シャスルガ、此ノ「テキスト」ハ日本辯護士モマ ラバソレハ異存ハアリマセヌ、但シ軍令ノ如キ ジニナリマシタ、五十五項ニハ日本憲法以下ノ 見シタ誤リデアリマスルガ、之ヲ飜譯シテ二十 立ガ一九四〇年ノ十二月十七日トアリマスガ、是 出來タノハ與亞院デアリマシテ、英語ニ飜譯ス コトラ切二御願と申上ゲマス、終リ イモノガアリマス、軍令第一號ハ本件ニ關係致 發布セラレナイモノハ日本辯護士モマダ知ラナ 我が國ノ各法規ガアリマス、若シ日本ノ成文ガ レルカハ同僚「ブレークニー」二依ツテ既ニ御論 書ニ「フランス」語ョ以テ「ジュディシアル・ ケギュール」Bノ國際聯盟ノ文書、「タイ」ノ文 僅カノ間此ノ法廷デ私ガ之ョ一見シタダケデ發 「トランシット」ヨシタノデアリマス、是ハ極ク 5知リマセヌ、百十六二ハ日本ガ「タイ」三侵以 ノ表ヲ通覧シテ能ク檢討シタ後ニ御決定アラン ダ正確ニ知ツテ居リマセヌ、私ハ此ノ事件ヲ複 「ジュディシアル●ノーティス」トシテ取レルナ イジョン」ハヤリマセヌ、我々ハ合議ノ上通過 ンド」ト言ツテ居リマスガ、我々ハ「インヴェ トスフモノガアリマスガ、是八何モノデアルカ私 モ全然誤リデアリアノ、九十七項ニハD·R·A·A ボード」デアリマス、九十四項ハ大政翼贊會ノ創 ス、ソンナモノハ出來テ居リマセヌ、此ノ時 數名ノ我々ノ同僚ニ見セタイノデアリマス「ス ズ・ボード」が出來タト言ツテ居ルノデアリ ーティス」が取レルカ「タイ」ノ言葉ヲ以テ取 シタージャパン・インヴェーデッド・タイラ

二將來檢討スルコトニ付キマシテ何等反對ヲ述等カノ誤リヲ含ンデ居リマシタ場合ニハン 更 ロマンスフィルド検察官 四分ダケ デアリマ モノトシマシテ、而シテ其ノ書類、書證中ニ何 ス、此ノ書類ハ記述的ノモノトシテ受取ラレル

八年ノ十二月十六日ニーチャイナ・アフェヤー 御存ジナイト思ヒマス、第七十七項ニハー九二 モマダ此ノ秘密ハ知リマセヌ、裁判官モ恐ラク 事實トシテ、或ル事件ヲ取扱へト云フニ過ギナ 確ナル方法ニ依ツテ之ヲ區別シタイト思フノデ ス」い此ノ審理ノ早イ時期ニ於キャシテハ此ノ事 ナイト云フ條例ハ全ク空文ニ等シイモノデアル 知ノ事實ニ付テハ之ヲ證明スルコトヲ必要トシ ルノデアリマス、若シ此ノ公知ノ事實 ニ付テ ノ事件ノ正確サヲ證明スルト云フ義務ヲ避ケル イノデアリマス、檢察官側ト致シマシテハ、此 シマスガ、私ノ申上ゲマシタコトハ、單二公知ノ 側二於テ御聽キニクイ點ガアツタヤウニ承知致 アリマス、何等カ私ノ申立ニ付キマシテ辯護人 **述致シマシテ、**而シテ將來ニ於テソレ以上ニ正 件、其ノ起リマシタ事實ノ順序ニ從ツテ之ヲ記 ラハツキリ示スデアラウト信ズル次第デアリマ デアリマシテ、書類自體ガ後日ニ於テ其ノ内容 ト考ヘルノデアリマス テ唯事件ガアツタト云フコトヲ記述シタニ止マ ト云っ意思ハ毫モナカツァノデアリマシテ、サウシ 此ノ書類ハ單ナル書類ノ內容ヲ描寫シタモノ ベル者デハゴサイマセヌ(訂正)伊丹モニタ ,リマシタナラバ、此ノ裁判所條例ノ中ニ、公 々證據ヲ添付シナケレバナラナイト申スノデ

休廷致シマス 〇ウエップ裁判長 裁判ハ之ヲ明日九時半マデ

午後零時三十一分休五